

磐田市立青城小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

○いじめの表れとして、以下のようなものが考えられ、抵触する可能性のある刑罰法規についても理解する必要がある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
- ・仲間はずれ、集団から無視される。

※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要。

- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。・・・暴行
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。・・・暴行、傷害
- ・金品をたかられる。・・・恐喝
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。・・・窃盗、器物破損
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。・・・強要、強制わいせつ
- ・インターネットや携帯電話などを通じて、誹謗中傷や嫌なことをされる。・・・名誉毀損、侮辱

(2) いじめの理解

- ① いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ③ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ④ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または心身に重大な危険を生じさせる。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止

(1) いじめが起こりにくい集団づくり

いじめが起こりにくい集団づくりには、学校生活において、児童理解を深め、教師と児童との信頼関係、児童同士の望ましい人間関係を築くことが基盤となる。(特別活動の充実、人間関係づくりプログラムの活用、Q Uや生活アンケートの実施等)

(2) 児童がいじめについて考える機会の設定

児童がいじめについて考える機会を教育課程の中に意図的・計画的に設定し、児童同士でいじめをなくそうとする態度や心を育てていく。(道徳の授業、学級活動、児童会活動、読書の推進等)

(3) 学校・家庭・地域・関係機関の連携

- ① 学校内においては、児童に関する情報の共有化を図り、教職員が連携・協力して、児童理解に基づいた適切な指導・支援を意図的・計画的に実践していく。
- ② 学校は、家庭や地域の理解と協力を得て、健やかな児童の育成に取り組む体制づくりに努める。
- ③ 日頃から関係機関と情報交換を行うとともに、教職員や保護者への専門的な助言など、連携した指導に努める。

3 いじめの早期発見

(1) 日々の観察

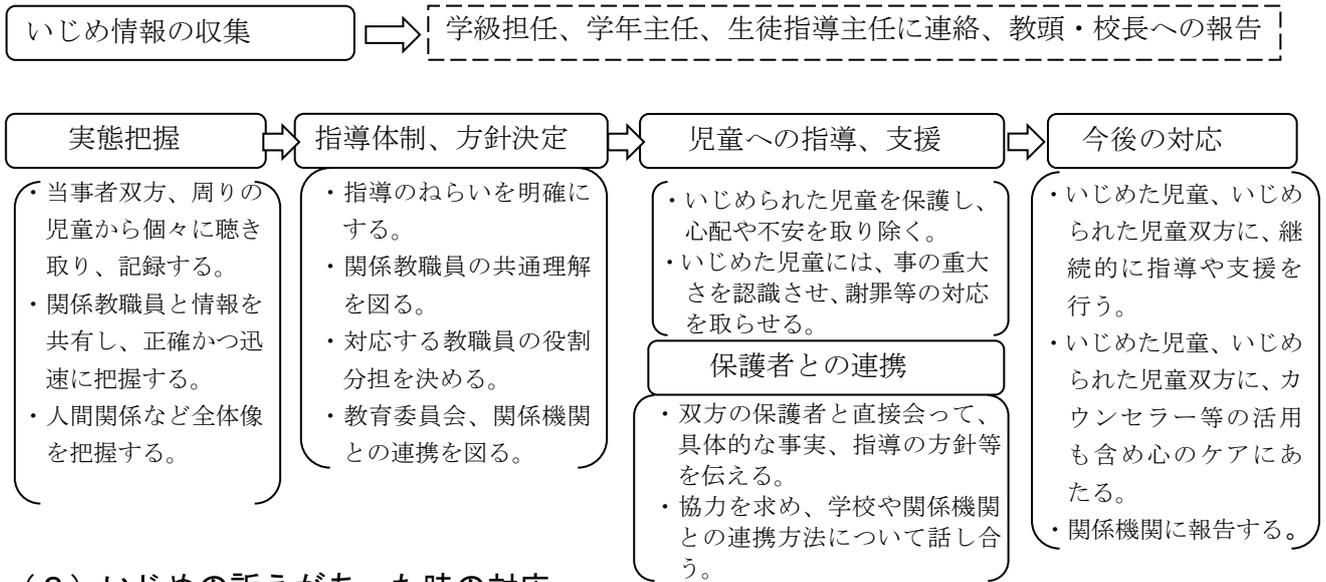
(2) 本読みカード・日記・生活文の活用

(3) 生活アンケート、Q-U

(4) 家庭訪問・個人面談・カウンセリング

4 いじめの早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



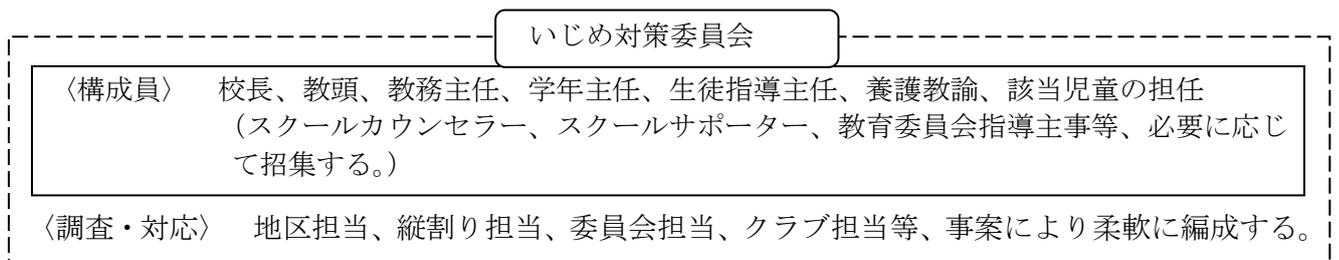
(2) いじめの訴えがあった時の対応

- ① 本人からの訴えには
 - ア 心身の安全を保証する
 - イ 事実関係や気持ちを聴く
 - ウ 保護者との連携
訴えの事実に対しての情報を、本人に納得させた上で保護者との共有化を行う。
- ② 周りの児童からの訴えには
 - ア 心身の安全を保証する
 - イ 事実関係を聴く
- ③ 保護者からの訴え（いじめられた児童の保護者、いじめに関して情報を提供してくれた保護者共に）には
 - ア 心身の安全を保証する
 - イ 直接会って話す
 - ウ 情報を聴く
 - エ 事実・指導方針・指導内容を伝える

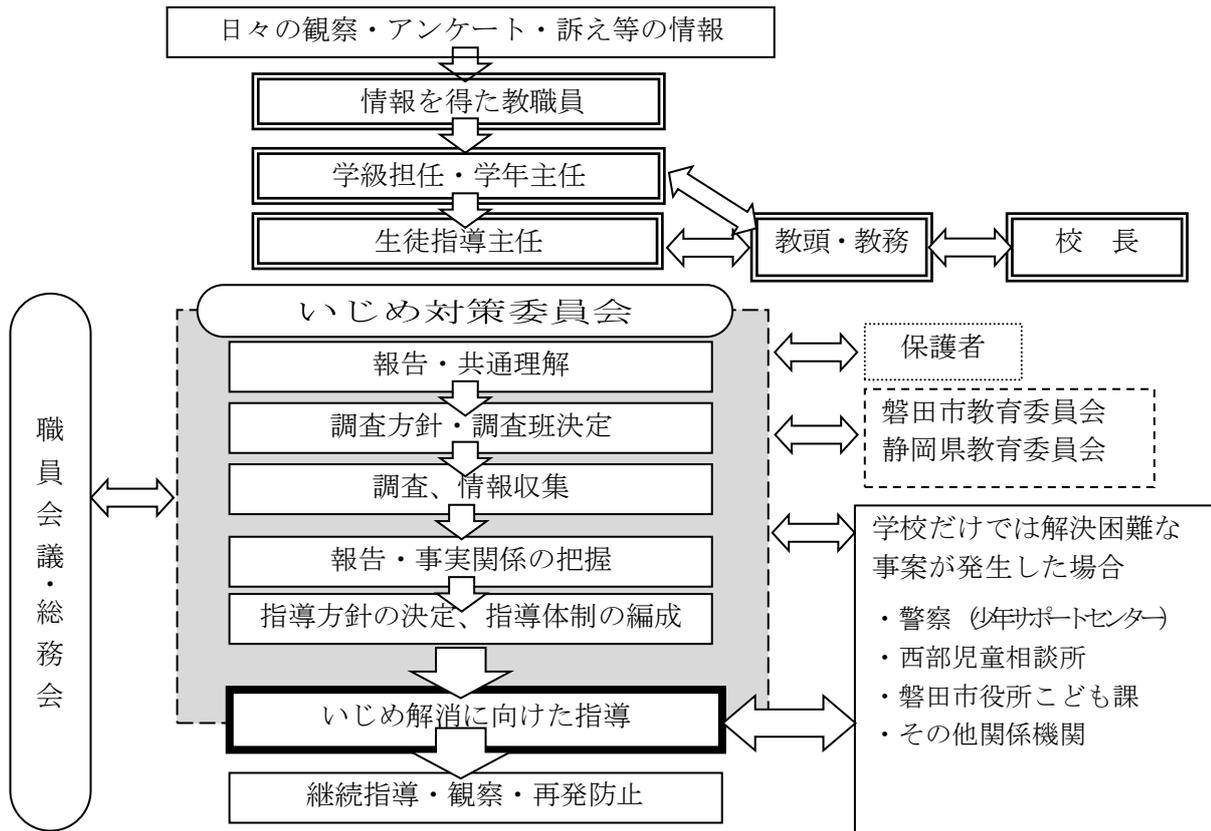
5 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法の施行により、学校では「いじめ防止等の対策のための組織」を設置することとなった。本校ではそれを「いじめ対策委員会」とし、以下のように構成する。



(2) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



6 重大事態が発生した場合の対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。
- ② 欠席の原因がいじめと疑われ、児童が一定期間（月7日、年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で児童が一定期間連続して欠席している場合。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、管理職が磐田市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携をとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。